海外注目判決: No.34

[米国] Water Splash事件判決が米国訴訟における 日本企業への訴状送達に与える影響

Supreme Court of the United States, 2017年 5 月22日判決 Water Splash, Inc. v. Tara Menon, No. 16-254

> 横 田 真一朗* 辰 野 嘉 則**

抄録 米国では、米国外所在の被告に対する訴状送達について、ハーグ送達条約に基づき原告が訴状を直接郵送によって有効に送達できるか争いがあった。Water Splash事件判決は、ハーグ送達条約は米国外の被告に対する直接郵送による訴状送達を禁止していない旨の判断をしたものである。これまで米国における特許侵害訴訟では、時間も費用もかかる日本企業への中央当局送達を回避するため、被疑侵害品を販売する米国子会社のみが被告とされることもあったが、今後、日本企業も被告とし、日本企業に対して直接郵送による訴状の送達が試みられる傾向が強まり、また、その場合に送達が有効と判断される可能性が高まったといえる。日本企業が直接米国のパテントトロールの攻撃対象となる可能性が高まったという意味でも、実務に与える影響は大きいものと考えられる。但し、Water Splash事件判決によっても直接郵送による訴状の送達が常に有効となるわけではなく、依然として残る問題点はある。

目 次

- 1. はじめに
- 2. Water Splash事件判決の背景
 - 2. 1 米国における訴状の送達
 - 2. 2 日本企業への訴状の送達に関係する連邦 民事訴訟規則の定め
 - 2. 3 ハーグ送達条約の定める送達方法
 - 2. 4 直接郵送の問題点
- 3. Water Splash事件判決の内容
 - 3. 1 事案の概要
 - 3. 2 米国連邦最高裁判所の判断
- 4. 日本企業を被告とする米国訴訟について想定 されるWater Splash事件判決の影響
 - 4. 1 Water Splash事件判決の意義
 - 4. 2 Water Splash事件判決後も残る問題点
- 5. 直接郵送による訴状の送達を受けた場合の対応
 - 5. 1 適切な米国弁護士の選任
 - 5. 2 答弁書の提出準備

- 5. 3 訴え却下の申立て (Motion to Dismiss)
- 5. 4 答弁書等の提出期限の延長交渉
- 6. おわりに

はじめに

2017年5月22日、米国連邦最高裁判所は、Water Splash, Inc. v. Menon事件(以下「Water Splash事件」という。) において、米国外の個人被告に対して郵送により行われた訴状の送達の有効性について、ハーグ送達条約の適用に関

^{*} 森·濱田松本法律事務所 弁護士 Shinichiro YOKOTA

^{**} 森·濱田松本法律事務所 弁護士 Yoshinori TATSUNO

する判断を行った¹⁾。これは米国訴訟における 日本企業に対する訴状の送達の方法について影響を与えうる判断であり、米国特許侵害訴訟に おいて米国子会社のみならず日本親会社が被告 として訴訟対応を強いられるリスクの程度にも 影響を与えうる判断である。以下、Water Splash 事件判決の内容について解説をするとともに、 その日本企業に対する影響、また、日本企業が 直接郵送により訴状の送達を受けた場合に、ど のように対応するかについて論じる。

2. Water Splash事件判決の背景

Water Splash事件判決の内容に入る前に、何が論点なのかを理解するため、背景として、米国訴訟における米国外の被告への送達方法について、日本に所在する企業が被告になった場合を念頭に説明する。

なお、米国では係属する裁判所により訴訟実務が様々に異なりうる。連邦最高裁判所の判断であるWater Splash事件は連邦裁判所や各州の州裁判所のいずれの裁判所の実務についても影響を与えうるものであるが、本稿では、特に断りのない限り、原則として、連邦裁判所での取り扱いを中心に論じるものであることに留意されたい²⁾。

2. 1 米国における訴状の送達

日本の訴訟手続では、原告が裁判所に訴状を 提出すると、裁判所がその職権により、被告に 対し訴状等の送達を実施するのが原則である (民事訴訟法98条1項)。

これに対し、米国では、被告に対する訴状の 送達は、裁判所ではなく、原告又は原告代理人 弁護士が自ら実施するのが原則である。連邦裁 判所での手続きとしては、原告が裁判所書記官 に訴状(Complaint)を提出すると、裁判所書 記官が被告に裁判所への出頭等を求める召喚状 (Summons)を発行し、原告又は原告代理人弁 護士に送達する。原告は、召喚状と訴状の写しを被告に対し送達する責務を負う(連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedures)4(c)。以下、本稿では、召喚状と訴状の写しの送達を単に「訴状の送達」と言う。)。

連邦民事訴訟規則においては、個人か、法人か、米国内に所在するか否か等の区別により、送達相手に応じて、送達の方法が規定されている(連邦民事訴訟規則4(e)から(f))。

例えば、米国内に所在する法人が被告であれば、その役員や代表代理人、一般代理人その他法人の送達受領代理人などに対し、召喚状と訴状の写しを交付し、又は、郵送することで訴状の送達を実施することができる(連邦民事規則4(h)(2))。日本企業であっても、米国内に営業拠点などがあれば、一般的には、その営業拠点に対し送達をすることが可能である(以下では、特に断りなく、「日本企業」と言う場合には、米国に営業拠点などがなく、日本に対する送達が必要になる日本に所在する企業を前提とする)。

2. 2 日本企業への訴状の送達に関係する 連邦民事訴訟規則の定め

これに対し、米国外に所在する個人、法人等への送達については、いくつか場合分けがされているが、日本及び米国がいずれも「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(Convention on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters)(以下「ハーグ送達条約」という。)の批准国であることを踏まえると、日本に所在する企業を被告として訴訟を提起する場合には、このハーグ送達条約に基づいて訴状の送達を行うことになる(連邦民事訴訟規則 4 (f) (1)、(h) (2))。

2. 3 ハーグ送達条約の定める送達方法

(1) 中央当局送達

ハーグ送達条約の主要な送達方法は、中央当 局送達である。これは送達を受ける側の国(受 託国)の指定する中央当局に対し、送達をする 側の国(嘱託国)の当局が裁判上の文書の送達 を行わせるものである。

日本の場合には、この中央当局には外務大臣が指定されている(民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)24条)。また、送達の方法としては、受託国の国内法が定める方法(ハーグ送達条約5条1項(a))等があるが、日本での送達は、送達をすべき地を管轄する地方裁判所が行うことになる(特例法25条、同3条2項)。

日本企業を被告とする米国訴訟について,中央当局送達により日本企業に送達する場合の具体的な手続きとしては,通常,①原告代理人弁護士が在米日本大使館・総領事館を通じ,外務省に対し,所定の書式の要請書を提出して召喚状及び訴状の写しの送達を要請する,②外務省は,要請書を最高裁判所事務総局を経由して,送達先の日本企業の所在地を管轄する地方裁判所に転送する,③地方裁判所が送達を実施する,ということとなる。このように各当局を経由して送達されることとなるため,送達が完了するまでに時間がかかる。

また、ハーグ送達条約上、中央当局は、送達する文書について翻訳文を要請することができるものとされており(ハーグ送達条約5条3項)、日本は、上記の地方裁判所が送達を行うにあたり、翻訳文を添付することを要請している(但し、原告は翻訳文が正確であることを証明することは要しない)。そのため、米国訴訟の原告は、中央当局送達により日本企業に訴状を送達する場合には、訴状及び召喚状の翻訳文

を作成しなければならないことになる。

(2) 直接郵送

中央当局送達の他に、ハーグ送達条約に規定された方法として、直接郵送がある。Water Splash事件は、個人(カナダ在住の個人)を被告とする事件において、ハーグ送達条約の下での直接郵送による送達の有効性に関する判断を行ったものである。ハーグ送達条約の具体的な条文は、以下のとおりである。

【ハーグ送達条約10条】

この条約は、名あて国が拒否を宣言しない限り、次の権能の行使を妨げるものではない (Provided the State of destination does not object, the present Convention shall not interfere with -)。

(a) 外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能(the freedom to send judicial documents, by postal channels, directly to persons abroad)

((b) 以下略)

ハーグ送達条約における直接郵送に関する定めはこの条項のみである。直接郵送するだけであるから、中央当局送達に比べると、極端に簡素であり、時間もかからないし、また、条文上は、翻訳文の添付も要求されていない。

そうすると、原告としてみれば、敢えて面倒な中央当局送達などによることなく、直接郵送を行うだけで済ませればよさそうなものである。実際に、米国弁護士が直接郵送によって日本企業に訴状を送ってくる事例は稀ではない。

しかし、直接郵送については、次項に述べる 問題点があり、送達の有効性は必ずしも明らか でない。

2. 4 直接郵送の問題点

(1) ハーグ送達条約10条(a) は「送達」に関 する規定なのか

第1の問題点は、ハーグ送達条約10条(a)が 「送達」(serve) に関する条項と解釈できるの かである。

上記のとおり、ハーグ送達条約の文言は「直接に裁判上の文書を郵送する」(to send judicial documents, by postal channels, directly)というものであり、「送達」(serveないしservice)という用語を含んでいない。

中央当局送達に関する条文では、例えば、「受託国の中央当局は、次のいずれかの方法により、文書の送達又は告知を行い又は行わせる」(The Central Authority of the State addressed shall itself serve the document or shall arrange to have it served by an appropriate agency, either -)(ハーグ送達条約5条1項)として、明確に「送達」(serve)という文言が使用されているのと対照的である。

そのため、米国の裁判所では、ハーグ送達条約10条(a)が送達を意図した条項なのか、「送達」の趣旨を含まない、郵送ないし送付のみを意図した条項なのか解釈が分かれていた。

後者の議論では、むしろ、ハーグ送達条約の下では、訴状の送達は明確に許容されている中央当局送達などによるべきであり、直接郵送により訴状を送達することは許容されないということが論じられていた。

(2) 日本はハーグ送達条約10条(a) による送達を認めているのか

第2の問題点は、日本に所在する被告に特有の問題であるが、ハーグ送達条約10条(a)の直接郵送に対する日本の立場は微妙である。

同条項の文言は「名あて国が拒否しない限り」 というものであるが、拒否をするためには、拒

否宣言を行う必要がある。日本は、同じ条文中のハーグ送達条約10条(b)及び(c)については拒否宣言をしているが、10条(a)については拒否宣言をしていない。

しかし、日本政府の見解は、日本がハーグ送達条約10条(a)について拒否宣言をしていないのは「外国から裁判上の文書が直接郵送されてきたとしても、わが国としては、それを主権侵害とはみなさないということを意味しているだけであって、それをわが国においても訴訟上の効果を伴う有効な送達として認容することまでも意味するものではない」^{3)、4)}というものである。

拒否宣言をしていない以上,「名あて国が拒否しない限り」というハーグ送達条約の文言には該当しないが、日本政府が上記のような見解に立っていることから、日本がハーグ送達条約10条(a)による送達を認めているかは疑義が残るところである。

また、日本国内の送達方法について言えば、日本の訴訟手続においては、原告や原告代理人が書留郵便により送達を行うことは認められていない。このことも、日本が直接郵送による送達を有効な送達手段として認めていないとする論拠とされることがある⁵⁾。

3. Water Splash事件判決の内容

米国連邦最高裁判所は、Water Splash事件において、米国外に所在する被告に対する直接郵送による送達に関する判断をした。Water Splash事件の事案は、以下のとおり、カナダ在住の個人を被告とする事案であるが、ハーグ送達条約10条(a)の適用に関する判断であり、日本企業を被告とする事件にも影響のある内容である。

3. 1 事案の概要

米国の会社であるWater Splash, Inc.は、テキサス州裁判所において、元従業員のMenon氏を在職中に競業他社で働き始めた等の理由で提

訴した。Menon氏はカナダに居住していたため、Water Splashは裁判所の許可を得て、Menon氏に対し郵送で訴状等を送達した。Menon氏が答弁書を提出せず、裁判所にも出頭しなかったため、州裁判所は、Menon氏敗訴の欠席判決を下した。

Menon氏は、欠席判決を取り消すように州裁判所に求めたが認められず、テキサス州の控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は、ハーグ送達条約は郵便による直接送達を認めていないと判断して、Menon氏に対する欠席敗訴判決を取り消した。テキサス州最高裁は、この問題につき判断しなかったが、米国連邦最高裁判所が裁量上告により判断することとなった。

3. 2 米国連邦最高裁判所の判断

米国連邦最高裁判所は、ハーグ送達条約10条(a)の郵便による送付(send)について、「送達」(serveないしservice)の意味も含むものと判断した。

その理由として米国連邦最高裁判所が挙げたのは、主に、①「send」という用語の意味は広く、送達のために文書を送付することを除外する理由がないこと、②そもそも、ハーグ送達条約の全体の内容及び構造からして、10条(a)が送達には関係のない条項だと解釈することとなれば、非常に奇妙であること、③ハーグ送達条約のフランス語版の「send」に該当する文言は「adresser」であり、送達又は告知を意味するものであることなどである。

もっとも、米国連邦最高裁判所の判断は、ハーグ送達条約は、直接郵送により送達を行うことを禁止しているものではないということにとどまるものである。すなわち、ハーグ送達条約10条(a)が訴状の送達の場合も含むものだからといって、その内容は、あくまでも、名あて国が拒否宣言をしない限り、外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能を妨げな

いというものであって、ハーグ送達条約が積極 的に直接郵送による送達を承認しているという ことではない。結論的には、ハーグ送達条約が 適用される事案においては、以下の条件が充足 される場合に限り、直接郵送による送達が許容 されるというのが米国連邦最高裁判所の判示で ある。

- (1) ハーグ送達条約に基づき送達を受ける側の国が直接郵送を拒否していないこと。
- (2) 他の適用され得る法律により直接郵送が 認められていること。(この(2)の「他の 適用され得る法律」とは、訴訟が係属す る裁判地の法律を指す)

そして,当該事件の結論としては,米国連邦 最高裁判所は,テキサス州の法律が直接郵送を 認めているか等を審査するため,テキサス州の 控訴裁判所に差し戻すとの判断をした。

日本企業を被告とする米国訴訟について想定されるWater Splash事件判決の影響

4. 1 Water Splash事件判決の意義

上記のとおり、Water Splash事件判決は、ハーグ送達条約10条(a) は訴状の送達も対象に含むことを示した。これによって、本稿2.4(1)で紹介したハーグ送達条約10条(a)が「送達」(serve)に関する条項と解釈できるかという問題は解決され、米国において、ハーグ送達条約が直接郵送による送達を禁止しているという解釈がとられることはなくなった。その限りでは、Water Splash事件判決は、米国外の相手方を被告とする事件において、直接郵送を試みようとする原告にとっての障害を一つ除去するものである。

これまで、米国における特許侵害訴訟では、 時間及び費用のかかる日本企業への中央当局送 達を回避しつつ、上記のような直接郵送の法的 疑義も避けるため、被疑侵害品を米国内で販売している米国子会社のみが被告とされ、日本親会社は直接被告とはされないケースもしばしばあった。しかし、Water Splash事件判決により直接郵送についての障害が一つ除かれたことで、今後、米国特許侵害訴訟においては、日本企業を被告とし、また、直接郵送による訴状の送達が試みられる傾向が強まることが予想される。

このことはまた、米国のパテントトロールが 特許侵害訴訟を提起する際に、直接日本企業を 相手方とする可能性が高まったことも意味して おり、日本企業としては、今後米国特許訴訟の 訴状が直接郵送により送付されてくるリスク及 びそれに対する対応方針を、より現実的なもの として検討する必要があるものと考えられる。

4. 2 Water Splash事件判決後も残る問題点

Water Splash事件判決により、ハーグ送達条約10条(a) は訴状の送達も含まれるのかという疑問については、米国の訴訟実務上は今後問題とならないことが確定したので、米国訴訟において、外国の個人や法人に対して直接郵送による送達が行われた場合に有効な送達と判断される可能性は高くなった。

しかし、少なくとも、日本企業を被告とする 米国訴訟について言えば、Water Splash事件判 決によっても、直接郵送による送達が常に有効 とされることになったということではなく、直 接郵送による送達には依然として問題が残って いる。

すなわち、Water Splash事件判決は、無条件に外国に所在する被告に対する直接郵送による送達を認めたものではなく、上記のとおり、直接郵送による送達が認められるのは、(1) ハーグ送達条約に基づき送達を受ける側の国が直接郵送を拒否していない、(2) 他の適用され得る法律により直接郵送が認められているという2つの条件を充足する場合である。

まず、(1)の条件については、本稿24(2)で紹介したとおり、日本はハーグ送達条約10条(a)について拒否宣言をしていないので、形式的には、直接郵送を拒否していないということは言えそうである。しかし、拒否宣言をしていないからといって、直接郵送による送達が日本において訴訟上の効果を伴う有効な送達として認容することまでを意味しないという日本の見解からすると、実質的な観点から、この(1)の条件を充足するのか疑問が残るところである。

また、(2) については、訴訟が係属する裁判地の法律を指すところ、米国連邦地方裁判所に提訴された事件であれば、当該外国の法律が禁止していない限りにおいて郵便送達を許容する連邦民事規則 4(f)(2)(c)(ii) (及びこれを準用する4(h)(2)) がこれに該当するものと考えられる60。そうすると、米国連邦地方裁判所に提訴された事件については、当該外国の法律が直接郵送による送達を禁止していないかが問題となるが、日本国内の送達方法として、原告や原告代理人が書留郵便により送達を行うことは認められていないことからすると、日本の法律が直接郵送による送達を禁止していないと言えるかについては、やはり疑問が残る。

例えば、第8巡回区控訴裁判所は、Bankston v. Toyota Motor Corp.事件の判決(以下「Bankston 事件判決」という。)⁷⁾ において、別の事件⁸⁾ の判断を引用しつつ、日本法では直接郵送による送達が認められていないことからすると、日本がハーグ送達条約10条(a) に拒否宣言をしていないからといって、直接郵送による送達を有効な送達手段として認める趣旨であったとは「極めて想定し難い(extremely unlikely)」と判示している。

この第8巡回区控訴裁判所の判決はWater Splash事件判決より相当以前の1989年の判決であり、上記の判示も、そもそも直接郵送による送達はハーグ送達条約10条(a)により許容され た送達方法ではないとのWater Splash事件判決により覆された内容の判断をする過程での判示である。しかし、Water Splash事件判決は、日本に所在する被告への送達について判断した事件ではなく、当然ながら、日本に所在する被告への直接郵送による送達の可否については何も言及していない。そうであれば、Bankston事件判決のうち、特に日本における直接郵送による送達に言及した上記判示は、Water Splash事件判決の後でも、日本が直接郵送による送達を拒否していないか、また、日本法が郵便送達による送達を禁止していないかという観点では、依然として意味がある。

結局のところ、少なくとも、日本企業を被告とする訴訟について、Water Splash事件判決によっても、本稿2.4(2)で紹介した問題点は解消されていない部分が大きいということが言えそうである。

5. 直接郵送による訴状の送達を受けた場合の対応

では、日本企業が直接郵送による訴状の送達を受けた場合、どのような対応が考えられるか。 米国訴訟の被告として訴状を受領した初期段階の一般的な対応を踏まえ、Water Splash事件判決がどのように影響を与えるか考えてみることとする。

5. 1 適切な米国弁護士の選任

これは必ずしも直接郵送による訴状の送達を受けた場合に限られず、自らが米国での訴訟の被告になったことを知った場合⁹⁾ に広く言えることであるが、対応の第一歩は早急に弁護士を選任することである。

次節以降で述べるとおり、答弁書を提出するにしても、訴え却下の申立て(Motion to Dismiss)をするにしても、訴状の送達から21日以内に行う必要がある。短期間で答弁書等を提出しなけ

ればならないこと、また、その内容も十分に吟味したものにする必要があることを考慮すると、早急に米国弁護士を選任して準備にとりかかることが必要である。

また、秘匿特権(Privilege)の確保も重要である。訴訟対応のためには社内調査が必要になることが想定されるが、弁護士が関与せずに行われた社内調査の過程や結果を示す資料は広くディスカバリーの対象となり得る。弁護士を社内調査に適切に関与させることで、社内調査により得られた情報について、弁護士・依頼者間の秘匿特権(Attorney-Client Privilege)やワークプロダクトの法理(Work Product Doctrine)による保護の対象とする体制を整備すべきである。

5. 2 答弁書の提出準備

被告は訴状の送達を受けてから、21日間以内に答弁書を提出しなければならないのが原則である(連邦民事訴訟規則12(a)(1)(A)(i))。直接郵送による訴状の送達が有効であるか争う余地があるとしても、まずはこの期間内に答弁書を提出するか、次節で述べる訴え却下の申立て(Motion to Dismiss)を行うかを検討しなければならない。訴状を受領してからこのように答弁書の提出までの期間は短期間である上、答弁書では相当に主張を尽くすことが要求されている。

答弁書では、弁済の抗弁や、消滅時効の抗弁、既判力の抗弁等の種々の積極的抗弁があればそれを主張することとされており、(連邦民事訴訟規則8(c)(1))、答弁書に記載されなかった積極的抗弁については、原則として、被告が積極的抗弁を主張する権利を放棄したものとみなされることになる 10 。

また、答弁書には、訴状の主張に対して、認 否(主張を認めるか、否認するか、知らないか の記載)をする必要がある(連邦民事訴訟規則 8(b)(2))。これをしない場合には、原告の主 張を認めたものと取り扱われることがある(連 邦民事訴訟規則8(b)(6))。

さらに、Motion to Dismissの事由の一部は、Motion to Dismissを提出するか、答弁書において主張されていなければ、その主張の権利を放棄したものとみなされる(連邦民事訴訟規則12(g)(2). (h)(1))。

答弁書における主張は簡潔に述べるものであり(連邦民事訴訟規則 8(b)(1)(A)),簡潔にでも答弁書において積極的抗弁等の主張をしておければ,主張が放棄されたとみなされる事態は避けられはするが 11 ,それでも答弁書の準備は相当タイトであることが多い。

送達の有効性を争い、訴え却下の申立て (Motion to Dismiss) (次節)を行う場合には、答弁書の提出期限は延長される。しかし、裁判所が送達は無効だと判断したとしても、原告から再度適切に送達がされれば、後述するように、遅かれ早かれ答弁書を提出する必要がある可能 性のほうが高く、いずれにせよ答弁書の提出準備は進めなくてはならない。

5. 3 訴え却下の申立て(Motion to Dismiss)

(1) 訴え却下の申立て (Motion to Dismiss)の要否の検討

上記のとおり、Water Splash事件判決によっても、日本に所在する企業に対し直接郵送でなされた訴状の送達が有効か否かは、依然として疑問が残るところである。そのため、直接郵送による訴状の送達を受けた日本企業としては、送達に不備があったことを主張して、訴え却下の申立て(Motion to Dismiss)をすることができないかを検討する必要がある。

この検討は、訴訟が提起された裁判所に応じ、 Water Splash事件判決の判断を考慮して行う必要がある。連邦地方裁判所に訴訟提起された場合であれば、本稿4.2で検討した問題点について、当該裁判所が属する巡回区や、その巡回区内の連邦地方裁判所が過去にどのように判断し ているかなどに照らして検討する。例えば、前述のBankston事件判決の存在する第8巡回区内の連邦裁判所であれば、比較的有利な判断が期待できるであるとか、反対に、過去に日本企業に対する直接郵送による送達の有効性を認めている連邦地方裁判所¹²⁾などでは、不利な判断が予想されるなどである。また、州裁判所に提起された訴訟であれば、その州の法律や裁判例もあわせて検討する必要がある。

検討の結果、Motion to Dismissを行うこととする場合には、訴状の送達を受けてから21日間以内にMotionを提出しなくてはならない。Motion to Dismissを提出した場合には、答弁書の提出期限は延長され、Motionに対する裁判所の決定がされたときや、改めて訴状が送達されたとき等から14日以内に答弁書を提出することとなる(連邦民事訴訟規則12(a)(4))。

なお、Motion to Dismissの提出事由としては、 訴状の送達の不備の他にも. ①事物管轄権がな い,②人的管轄権がない,③不便宜法廷(Forum Non Conveniens), ④訴状の不備, ⑤救済に関 する主張不十分 (Failure to State Claim for Relief)、⑥連邦民事訴訟規則19による必要な当 事者の参加不足 (Failure to Join a Party under Rule 19) がある (連邦民事訴訟規則12(b))。 送達の不備もそうであるが、上記のMotion to Dismissの提出事由のうち、②人的管轄権がな いこと, ③不便宜法廷, ④訴状の不備について は、被告が最初に提出する答弁書又はMotion to Dismissにおいて主張されていなければ、そ の主張の権利を放棄したものとみなされる(連 邦民事訴訟規則12(g)(2), (h)(1))。そのため、 被告としては送達が適切になされていないと考 える場合であっても、送達の不備だけではなく、 その他の事由によるMotionの要否について併 せて検討する必要がある。

(2) 送達の不備を理由とする訴え却下の申立 て(Motion to Dismiss)の効果

「訴え却下の申立て」との訳がされることが 多い(本稿もこれによっている)ものの、送達 の不備を理由とするMotion to Dismissの効果 は、必ずしも訴えの却下ではない。

送達の不備を主張するMotion to Dismissを行い、これを裁判所が認めたとしても、裁判所は原告に対し、一定期間内に有効な送達を行うように命じるのが一般的であり、訴えが却下されて訴訟が終了するということはない。そのため、送達の不備のみを理由としてMotion to Dismissを行う場合には、遅かれ早かれ、答弁書の提出が必要になる可能性が高い。

したがって、被告としては、直接郵送により 訴状が送達されたことに対し、訴え却下の申立 て(Motion to Dismiss)を行うこととし、そ の申立てが認められる自信があるとしても、い ずれにしても、前節で述べたとおり、答弁書の 提出準備は進めておく必要がある。

なお,訴え却下の申立て(Motion to Dismiss) が却下された場合には、上記のとおり、14日以 内に答弁書を提出することとなる(連邦民事訴 訟規則12(a)(4))。

5. 4 答弁書等の提出期限の延長交渉

原告が同意すれば、答弁書等の提出期限を延長することも可能である。そのため、直接郵送による送達がされた場合、その送達の不備を理由にMotion to Dismissを行う代わりに、答弁書や送達の不備以外の理由によるMotion to Dismissの提出期限の延長を交渉することも考えられる。

依然として問題点があるとは言っても、Water Splash事件判決によって直接郵送による送達の 有効性が認められやすくなったことは事実である。また、もとより、送達の有効性だけの問題 であれば、Motion to Dismissの効果も、それ

が認められた場合でも,直接的には,原告がハーグ送達条約に従った適式な送達を行うまでの時間を稼ぐ効果でしかない。さらに,自社だけではなく,米国子会社も同時に被告とされ,米国子会社には既に有効と思われる送達がされている場合などは,自社の送達の有効性のみを争い,答弁書の提出が後ろ倒しになったとしても,意味が乏しいこともある。

こういったことを考慮すれば、まずは原告と 答弁書等の提出期限の延長交渉を行うというの も現実的な選択肢である。

なお、最初から、原告が訴状等の写しを送付するとともに、ハーグ送達条約等に従った送達を行うことを放棄するように被告に要請してくる場合がある。米国外に所在する被告であれば、この要請に応じれば、答弁書等の提出期限はその要請から90日以内に延長されることとなる(連邦民事訴訟規則4(d))。原告に適式に送達を行わせることを主張することも当事者の権利であり¹³⁾、原告が中央当局送達を行った場合や、直接郵送による送達を受けた場合でも、Motion to Dismissを行って争うことで90日以上の時間が稼げることもあるが、Water Splash事件を受けて若干被告に不利となる可能性があることや、訴訟費用などを勘案して、これに応じることも一考に値する。

6. おわりに

以上のとおり、Water Splash事件判決を受け、これまでより厳しくはなったが、依然として米国訴訟において、日本企業に直接郵送により訴状が送達された場合の問題点は残っており、その有効性を争うことは選択肢として残っている。但し、一般的には、直接郵送による送達に不備があったとしても、その不備は解消可能なものである。より重要なのは、その訴訟の本筋においてどう戦っていくかであり、当該事案の状況に応じて戦略を検討する必要がある。

注 記

- 1) Water Splash, Inc. v. Menon, 581 U.S. __(2017). 詳細は米国連邦最高裁判所のウェブページ (https://www.supremecourt.gov/opinions/16 pdf/16-254_5iel.pdf (参照日:2017.12.13)) で確 認することができる。
- 2) なお,特許訴訟は,連邦法である特許法に基づ く訴訟手続であり,連邦裁判所の専属管轄とさ れる。
- 3) 安達栄司, 国際民事訴訟法の展開―国際裁判管 轄と外国判決承認の法理―, pp.185-186 (2000), 成文堂
- 4) THE ANSWER BY THE JAPANESE GOVERNMENT TO THE QUESTIONNAIRE ACCOMPANYING THE PROVISIONAL VERSION OF THE NEW PRACTICAL HANDBOOK ON OPERATION OF THE HAGUE CONVENTION OF 15 NOVEMBER 1965 ON THE SERVICE ABROAD OF JUDICIAL AND EXTRAJUDICIAL DOCUMENTS IN CIVIL OR COMMERCIAL MATTERS (https://assets.hcch.net/upload/wop/lse_jp_tot.pdf (参照日: 2017.12.13))
- 5) Bankston v. Toyota Motor Corp., 889 F.2d 172 (8th Cir. 1989)
- 6) 州裁判所に提起された事件については、各州の 法律によることになるが、紙幅の関係もあるし、 ここで全ての州の法律を論じることも現実的で はないので、割愛する。
- 7) 前掲注5)
- 8) Suzuki Motor Co. v. Superior Court, 249 Cal. Rptr., at 379
- 9) 日本企業自体に訴状が送達されていなくても、 日本企業と同時に被告とされた米国子会社に先 に訴状が送達され、その時点で日本企業が被告 となっていることがわかることがある。また、 報道などで訴訟提起を知ることもあるし、法律 事務所の中には、クライアントのために、訴訟 関連のデータベースを日々確認し、クライアン

- トに対して訴訟が提起されたことが確認された場合には直ちに連絡するというサービスを提供しているところもあり、そのようなサービスを通じて訴訟提起を知ることもあり得る。
- 10) Michael C. Smith, O'Conner's Federal Rules Civil Trials 202 (2009)
- 11) また、答弁書等の主張書面については、提出後 21日以内であれば補正が認められる。また、相 手方の同意又は裁判所の許可があれば、補正を することができる(連邦民事訴訟規則15(A))。 裁判所の許可は、相手方に不利益がない限り、 広く認められる傾向にある。
- 12) Weight v. Kawasaki Heavy Industries, Ltd., 597 F.Supp.1082 (E.D. Va. 1984) のヴァージニア州 東部地区連邦地方裁判所や, Chrysler Corp. v. General Motors., 589 F.Supp. 1182 (D.D.C. 1984) のコロンビア特別区連邦地方裁判所など。
- 13) 但し,適切な理由 (good cause) なく,送達放 棄の要請を拒否した場合には,送達に関わる費 用を負担させられることになることには留意が 必要である (連邦訴訟規則 4 (d)(2))。

参考文献

本稿については、上記に掲げた裁判例、文献、Water Splash事件に関する記事、法律事務所のニュースレター等に加え、米国訴訟実務に関する一般的な文献や、日本語文献として、関戸麦、日本企業のための米国民事訴訟対策、商事法務(2010)、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所、アメリカの民事訴訟(第2版)、有斐閣(2006)、浅香吉幹、アメリカ民事手続法(第3版)、弘文堂(2016)、三輪泰右・池田俊二・三橋克矢、法務担当者による米国民事訴訟対応マニュアル、商事法務(2015)を参考とした。また、中央当局送達等の実務について、最高裁判所事務総局民事局、民事事件に関する国際司法共助手続マニュアル、法曹会(1999)、最高裁判所事務総局民事局、国際民事事件手続ハンドブック、法曹会(2013)を参考とした。

(原稿受領日 2017年12月18日)